調第 12 表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該指定都市の額から市町村税課税状況調第 42 表の表側「道府県民税」、表頭「地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号又は第 314 条の 7 第 1 項第 3 号及び第 4 号に規定する寄附金に係るもの」のうち「控除額（千円）」欄の当該指定都市の額を控除した額

D　市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該指定都市の額に 1.014 を乗じて得た額

E　地方税法附則第 5 条の 4 及び第 5 条の 4 の 2 の規定に基づく当該年度の 5 月末現在における当該指定都市に係る道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した額

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（c ／ d）／ 83,821 × 0.982

算式の符号

c　市町村税課税状況調第 59 表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「総所得金額、山林所得金額及び退職所得金額分（超過税率課税分を含む）」欄のうち、「（B）について標準税率で算出したもの（超過税率課税分等を除いた額）」欄の当該指定都市の額

d　市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該指定都市の数

3　合併関係市町村に係る前項の収入見込額は、同項の規定によつて算定した当該新市町村の収入見込額を第五十条第一項第一号㈡の規定に準じて按分するものとする。この場合において、合併前において指定都市以外の市町村であつた合併関係市町村については、当該按分した額を零とする。

（道府県民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十二条の三　法附則第七条の二第一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（86,300 円×α）×A＋B－C－D｝×0.982 －E

（86,300 円×α）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　第 18 条第 3 項第 1 号の算式の符号Aに同じ。

B　第 18 条第 3 項第 1 号の算式の符号Cに同じ。

C　第 18 条第 3 項第 1 号の算式の符号Dに同じ。

D　第 18 条第 3 項第 1 号の算式の符号Eに同じ。

E　第 18 条第 3 項第 1 号の算式の符号Fに同じ。

α　第 18 条第 3 項第 1 号の算式の符号αに同じ。

2　法附則第七条の二第一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の

3　合併関係市町村に係る前項の収入見込額は、同項の規定によつて算定した当該新市町村の収入見込額を第五十条第一項第一号㈡の規定に準じて按分するものとする。この場合において、合併前において指定都市以外の市町村であつた合併関係市町村については、按分した額を零とする。

（道府県民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十二条の三　法附則第七条の二第一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

［｛（86,400 円×α）×A－（（86,400 円×α'）×A'）／2｝＋B－（C－C'／2）－（D－D'／2）－（E－E'／2）］×0.984 －F＋G＋H

86,400 円×α及び 86,400 円×α'に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（86,400 円×α）×A、（86,400 円×α'）×A'、（86,400 円×α）×A－（（86,400 円×α'）×A'）／2、C－C'／2、D－D'／2、E－E'／2及び［｛（86,400 円×α）×A－（（86,400 円×α'）×A'）／2｝＋B－（C－C'／2）－（D－D'／2）－（E－E'／2）］×0.984 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　第 18 条第 3 項第 1 号の算式の符号Aに同じ。

A'　第 18 条第 3 項第 1 号の算式の符号A'に同じ。